

○避雷設備の位置及び構造として日本工業規格に適合するものの指定について

平成11年4月1日  
高広振組消防局告示第4号

高崎市等広域市町村圏振興整備組合火災予防条例（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号）第23条第1項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造として日本工業規格に適合するものを次のように指定する。

記

JIS A 4201-1992（建築物等の避雷設備（避雷針））

附則

この告示は、告示の日から施行する。